

令和8年度久留米競輪警備業務仕様書

1 業務名

令和8年度久留米競輪警備業務

2 業務目的

業務場所における秩序維持、各種トラブル事案等の未然防止及び交通整理誘導等を行い、競輪事業の円滑な運営に寄与することを目的とする。

3 業務場所

- (1) 久留米競輪場（久留米市野中町2番地）及び久留米競輪場駐車場
- (2) サテライト久留米（久留米市梅満町69番地1）及びサテライト久留米駐車場

4 業務の基本的事項

- (1) 業務を実施するにあたっては、警備業法その他法令を遵守し、本仕様書の内容を忠実に履行すること。
- (2) 警備員は、来場者の安全確保を最優先に考えて業務を実施すること。
- (3) 受託者は、警備員の中から1名ずつ統括責任者及び副統括責任者を配置し、統括責任者は警備員の統括、管理、市との密な情報交換等を行い、協力して業務に臨むこと。副統括責任者は統括責任者を補佐し、統括責任者が疾病、事故等によって欠けた場合には統括責任者の業務を代行すること。
- (4) 業務場所で事故が発生した場合、警備員は速やかに統括責任者に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 警備員は、常に容姿を正して規律を守ること。

5 業務内容

業務内容については、別紙「久留米競輪警備要領」のとおりとする。

6 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間とする。久留米競輪の本場開催及び場外発売日数等は(1)、(2)及び(3)のとおり、サテライト久留米の発売日数は(4)のとおりの予定とする。なお、日数は令和7年12月時点での見込みであり、天災その他やむを得ない事由による開催中止・順延、制度改正、及び日程調整等によって、日数が変動する場合がある。

- (1) 本場開催及び場外発売日数(年間予定261日の内訳)

	本場 G III	場外 G	本場 本場 + 場外	場外 場外日中 + 場外ナイター	本場 ナイター	場外 ナイター
日数	4	90	33	110	4	20
合計	94		143		24	

- (2) 本場ミッドナイト開催日数
1年間当たり 24 日。(1) と重複することがある。
- (3) 本場開催の前検日かつ非開催日（場外発売なし）
本場開催は 1 年間当たり 21 回で、それぞれの前検日のうち (1) と重複しない日。
- (4) サテライト久留米発売日
1 年間当たり 350 日。(月 1 回程度休業)

7 警備員の配置場所、人員及び業務時間

警備員の配置場所、人員及び業務時間は以下 (1) から (3) によるほか、別紙「警備員配置体制表」を参考とすること。

なお、人員及び業務時間は競輪開催の状況によって増減する場合があるので、受託者は、市が指定する人員及び業務時間で実施すること。

- (1) 受託者は配置場所及び人員等について市と調整を図り、配置計画書を作成すること。
- (2) 久留米競輪場における業務終了時間は以下の通りとする
 - ・日中開催のみ発売する日は、場内の現金搬送終了（概ね 17 時）まで業務に当たること。
 - ・ナイター発売する日は、場内の現金搬送終了（概ね 21 時）まで業務に当たること。
 - ・ミッドナイト開催日は、場内の現金搬送終了（概ね 24 時）まで業務に当たること。
- (3) サテライト久留米における業務終了時間
 - ・サテライト久留米設置の入金機へ入金が完了するまで（概ね 16 時）まで業務に当たること。

8 配置計画書

統括責任者は、業務に支障をきたさないよう開催ごとに事前に配置計画書を市へ提出し、承認を得なければならない。

9 警備員の配置等

- (1) 業務開始時間までに配置計画書に基づいた警備員を配置すること。
- (2) 警備員の構成は、年齢、経験等のバランスを考慮したものとすること。
- (3) 警備員の配置箇所は、市の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、配置計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに市に連絡し、その承認を得なければならない。
- (5) 市が不適当と判断した警備員については、速やかに業務から外し、代替警備員を配置すること。

10 警備員の要件等

- (1) 警備員は、下記の要件を満たす者とする。
 - ・品行方正かつ業務を適切に遂行できる者であること。
 - ・責任感が強くかつ心身ともに強健で業務を十分果たし得る能力があること。
 - ・人格円満であり、受託者と緊密な連携を保ち得る者であること。
- (2) 受託者は、警備員に対し、統一した制服、制帽、黒短靴、警笛、腕章、白手袋等を支給し、

着用させること。また、受託者は警備員に受託者発行の身分証明書を携行させること。なお、制服、制帽等の内容については、事前に市の承認を得なければならない。

1.1 警備員の心構え

- (1) 接客態度は、常に明るい態度で、親切、丁寧を旨とし特に言動、服装に留意すること。
- (2) 指揮命令並びに伝達経路を明確にし、迅速、機敏に行動し、正確な情報を報告すること。
- (3) 業務遂行中、必要と思われる情報を察知したときは、直ちに統括責任者へ報告すること。
- (4) 競輪投票券を買ったり、譲り受けたり又は他人に取り次いだりしてはならない。また、来場者等から金銭や物品を受領するなどの不信を招くような行為は行わないこと。
- (5) 業務遂行上或いは、その他において知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。退職後も同様とする。また、警備員の信用を傷つけ業務全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (6) 受託者及び市の指示には、忠実に従わなければならない。

1.2 警備に必要な諸物品

無線機、警備棒、その他警備上必要な諸物品の一切は、受託者の負担とする。

※無線機は、競輪場アンテナと互換性があり、十分に交信可能なものであること。

また、警備員は全員が無線機を携行し、故障時に備えて2台の予備を準備すること。

1.3 自衛警備隊等との連携協調

警備員は、自衛警備隊の一組織であることを認識し、特警等他の警備隊員と密接な連携協力を図り、競輪場内外の秩序維持及び不法事案等の未然防止に当たること。

1.4 委託料の請求等について

- (1) 受託者は、業務期間中1か月毎に、当該月の実績に基づいて、業務完了報告書及び請求書を市に提出し、市は適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者へ支払うものとする。
- (2) 請求書には明細書を添付し、明細書には開催日程、開催場の名称、レースグレード、契約単価、勤務時間及び警備員数を記載するとともに、久留米競輪開催日分と場外開催日分の集計を記載すること。
- (3) 警備員1人1日ごとの金額は、配置時間に応じて日中時間単価（5:00～22:00）及び夜間時間単価（22:00～5:00）を用いて下表のとおり算出するものとする。下表にない配置が生じる場合は事前に市の承認を得て、日中時間単価及び夜間時間単価を用いて金額を算出するものとする。

配置箇所／開催区分等	1人1日当たりの金額
場内及び周辺／日中・ナイター	日中：日中時間単価×8H (8時～17時) ナイター：日中時間単価×4H (17時～21時)
場内及び周辺／ナイターのみ	日中時間単価×8H (12時～21時)
前売り発売／日中	日中時間単価×8H (7時～15時)
宿舎入口門／前検日	日中時間単価×9H (9時～19時)
宿舎入口門／本場日中	日中時間単価×12H (7時～20時)
宿舎入口門／本場ナイター	日中時間単価×14H (7時～22時)
宿舎入口門／本場ミッドナイト	日中時間単価×5H+夜間時間単価×2H(3日目は2.5H) (17時～24時 3日目は24時半まで)
場内 (本場ミッドナイト賞金搬送及び各門巡視)	日中時間単価×2.5H+夜間時間単価×2H(3日目は2.5H) (19時半～24時 3日目は24時半まで)

15 その他

- (1) 警備員は、警備業務遂行の万全と相互連携のため、競輪開催日の朝礼に参加しなければならない。
- (2) 受託者は、勤務体制、警備計画等についての詳細を立案し、市へ提出すること。
- (3) 受託者は、警備員に対して年1回以上の自主研修を行い、警備員の資質向上を図ること。
- (4) 受託者は、久留米競輪の実施する災害等の各種対応及び避難誘導訓練へ受託者の責任において警備員を参加させなければならない。
- (5) 警備員は、業務就業前及び終了後に、統括責任者に人員、警備の異常の有無について申告を行い、確認を受けること。
- (6) 統括責任者は、競輪開催日毎に、警備内容、来場者数等を記録した警備報告書を作成し、速やかに受託者へ提出しなければならない。
- (7) 業務履行中に警備員が事件・事故を発生させた場合、受託者は速やかに市へ報告すること。
市が文書での報告を求めた場合は、文書で報告すること。
- (8) 警備員の駐車場は、市が指定する場所とする。
- (9) 受託者は、受託者の使用者責任のもとに労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法及びその他法令上の全ての責任を負って警備員を管理し、開催業務に支障がないようにすること。
- (10) 受託者は、警備業法に定める警備員に対する教育を適正に実施すること。
- (11) 警備員配置箇所または警備の性格上、配置する警備員の性別の指定をすることがある。その際は市の指示に従うこと。
- (12) 本仕様書は、警備業務の大要を示すもので、詳細は久留米競輪警備要領によるものとする。
本仕様書及び久留米競輪警備要領に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ、市が警備上必要と認める業務について、受託者は市と協議のうえ実施するものとする。

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。